

平成 22 年 12 月 10 日付け 22 動検第 872 号

平成 29 年 9 月 19 日付け 29 動検第 672 号（一部改正）

航空貨物の送致手続について

本要領は、航空機に積載された外国貨物（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 37 条に規定する指定検疫物のうち動物及びその死体以外のもの。以下「指定検疫物」という。）を、到着した空港以外の法第 40 条第 3 項に規定する検査場所（以下「指定検査場所」という。）に送致して検査を受ける場合の、到着空港における手続を定めたものである。

1 密閉型航空コンテナに収容された指定検疫物の取扱い

（1）密閉型航空コンテナの条件

指定検疫物の輸送に利用される航空コンテナのうち密閉型航空コンテナは、次の各事項に適合するものとする。

ア 反復、永続して使用できる強固な構造であること

イ 輸送途中、コンテナの積替えが開扉することなく実施でき、封印可能であること

ウ 輸送途中、監視伝染病の病原体等をコンテナ外に散逸するおそれがないこと

エ コンテナ内外の消毒等の処置が容易に実施できること

（2）密閉型航空コンテナに収容された指定検疫物の送致手続

家畜防疫官は、指定検疫物を輸入しようとする者又は管理者（以下「輸入者」という。）が、密閉型航空コンテナに収容された指定検疫物を到着空港以外の指定検査場所へ送致することを希望する場合、輸入者に対し、輸入検査申請書（所要の記載事項のほか、使用コンテナの種類、記号、番号等を備考欄に記入したもの）及び必要に応じて Air Way bill（これに準ずるものを含む。以下「AWB 等」という。）の提出を求め、その内容及び送致先について確認、照合し、以下のア又はイにより必要な手続を行うものとする。

ただし、当該指定検疫物が輸入を禁止されているものである場合には、到着空港の指定検査場所において検査及び必要な消毒等の処置を行うこと。

ア 消毒等の処置が不要なもの

順路及び方法を含む防疫上必要な指示をして送致させるものとする。

イ 消毒等の処置が必要なもの

原則として、到着空港の指定検査場所において検査及び消毒等の処置を行うものとする。

なお、輸出国政府機関が発行する検査証明書又はその写しの添付があるものについては、別記様式の表示を行って、前記アに準じて送致させることができるものとする。

2 密閉型航空コンテナに収容されていない指定検疫物の取扱い

(1) 密閉型航空コンテナに収容されていない指定検疫物の範囲

密閉型航空コンテナに収容されていない指定検疫物とは、密閉型航空コンテナ以外のものに積載されている指定検疫物のほか、他の貨物と混載されていることなどにより、密閉型航空コンテナに収容されたままの状態での送致が不可能な指定検疫物を含む。

(2) 密閉型航空コンテナに収容されていない指定検疫物の送致手続

密閉型航空コンテナに収容されていない指定検疫物は、原則として、到着空港の指定検査場所において検査及び必要な消毒等の処置を行うものとする。

ただし、家畜防疫官は、輸入者が、当該指定検疫物を到着空港以外の指定検査場所へ送致することを希望する場合、輸入者に対し、輸入検査申請書及び必要に応じてAWB等の提出を求め、その内容及び送致先について確認、照合するとともに、以下の全てを充足すると認められる場合には、その順路及び方法を含む防疫上必要な指示をして送致させることができる。

ア 当該指定検疫物が、輸入を禁止されているもの及び消毒等の処置が必要なものに該当しないこと。

イ 専用の道路走行車両（パネルトラック等、閉扉により荷台の密閉性を保てる車両をいう。）に当該指定検疫物を積載し、荷台を確実に閉扉した上で輸送することが確認できること。

なお、家畜防疫官は、輸入者から、使用を予定している専用の道路走行車両についてあらかじめ情報が提示され、適切に輸送することができると認めた車両が用いられる場合には、送致時における当該車両の現物確認を省略することができる。

ウ 当該指定検疫物が、他の荷物と混載することなく専用の道路走行車両に積載されること。

ただし、当該指定検疫物が、箱等の容器に包装され、病原体の散逸防止を図る措置がなされているものについては、この限りでない。

別記様式

動物検疫所確認票	No _____ (指示書) 年 月 日	
このコンテナは、監視伝染病の病原体を散逸しないことが確認されたが、輸送中に破損等の異常を発見した場合は直ちに下記に届け出ること。		
動物検疫所	家畜防疫官（氏名）	印
TEL: _____		